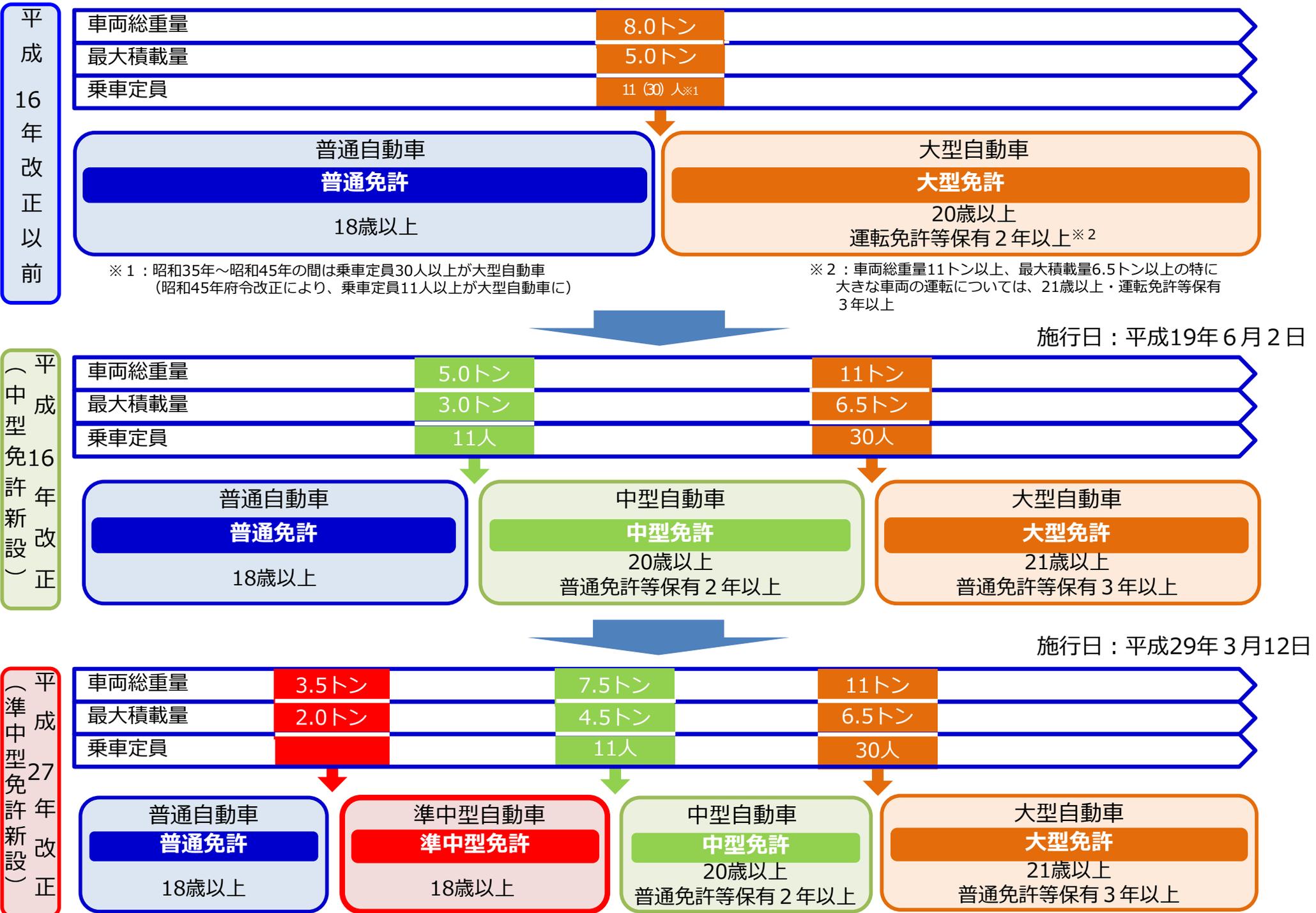


# 「交通空白地有償運送に限り、普通自動車運転免許で運転できる車両の乗車定員の緩和」について

令和8年3月26日（木）  
警察庁説明資料

# 運転免許の区分・受験資格の変遷



# 中型免許・準中型免許を新設した主な背景

## 乗車定員11人以上の背景 (昭和45年改正・導入)

- 道路交通法令が制定された昭和35年当時、大型自動車の乗車定員は30人以上であったが、昭和40年代前半に **マイクロバス (乗車定員11人~29人) の事故が多発していた** (※) ことを踏まえ、**普通自動車の乗車定員を10人以下、大型自動車の乗車定員を11人以上とした。**

※ 原因：大型バスに近い運転特性を有していたこと、そのような自動車の運転不慣れ、経験不足

## 中型免許の新設 (平成16年改正・平成19年導入)

- **車両総重量5トン~8トン (従前は普通免許で運転可能) 、11トン以上**の自動車保有台数当たりの死亡事故件数が多い (※) 。

※ 原因：貨物自動車の大型化、それに対応した技能・知識の不足

**車両総重量5トン以上の自動車の運転に必要な免許区分として  
普通免許より厳しい取得要件 (20歳以上、普通免許等保有2年以上) 及び試験が課される中型免許を新設**

- ※ 車両総重量11トン以上の大型自動車の運転には、更に取得要件等が厳しい大型免許を必要とした。
- ※ 乗車定員11人以上の自動車の運転については、乗車定員10人以下の自動車より多くの人命を預かることとなり、**安全に運転するため高度な運転技能を必要とする観点から、引き続き、普通免許より取得要件等が厳しい中型免許 (乗車定員11人以上29人以下) や大型免許 (乗車定員30人以上) を必要とした。**

## 準中型免許の新設 (平成27年改正・平成29年導入)

- 貨物自動車を中心とする車両総重量の大きい車両の死亡事故発生率が依然として高い。
- **車両総重量3.5トン~5トン (従前は普通免許で運転可能)** の自動車保有台数当たりの死亡事故件数が多い。  
→ 死亡事故件数は**3.5トン未満の1.5倍**となっていた。

**車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転に必要な免許区分として  
普通免許より厳しい試験が課される準中型免許を新設**

# 平成29年度・30年度に実施した走行実験の概要

## 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

### 【ワゴン車の運転に必要な免許の見直し】

乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点から踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。

## 走行実験の結果

年度	平成29年度		平成30年度
被験者	中型免許保有者(8名)	準中型免許保有者(14名)	準中型免許保有者(43名)
使用車両	15人乗り(空車)		15人乗り(重りを積載)
屈折	8 / 8	14 / 14	43 / 43
曲線	8 / 8	14 / 14	43 / 43
縦列駐車	8 / 8	11 / 14	35 / 43
方向変換	8 / 8	11 / 14	38 / 43
周回コース			42 / 43
坂道			41 / 43
全課題クリア	8 / 8	9 / 14	31 / 43



車両総重量	2,885kg
乗車定員	15人

車両総重量は普通自動車相当

- 平成29年度は中型免許保有者（8人）及び準中型免許保有者（15人）に15人乗りワゴン車（空車）の走行実験を実施。平成30年度は準中型免許保有者（43人）に15人乗りワゴン車（乗車人員分の重りを積載）の走行実験を実施。
- 左記の表の数字は、一定の基準の下、被験者のうち成功と評価できた者の人数を示す。

全課題をクリアした中型免許保有者とは異なり、（普通免許の上位免許である）**準中型免許保有者は課題をクリアできなかった者が4分の1以上**

**道路交通の安全を確保する観点から、規制緩和は困難と結論**

# 運転免許区分等に係る警察庁の考え方

## ① 「自動車の乗車定員」と「求められる運転技能・運転免許区分」の関係性について

- 一般に、多くの人を乗せて自動車を運転する際には、重量、大きさ等自動車の車格の如何にかかわらず、人命尊重の観点からより安全な運転が求められるため、より高度の運転技能が必要。
- 平成29年度・30年度に、（普通免許の上位免許である）準中型免許保有者に対し、今回の提案と同種の自動車（普通自動車相当の車格で、乗車定員15人のワゴン車）を運転させ、各課題に係る走行実験を実施。その結果、4分の1を超える準中型免許保有者が課題に失敗し、運転免許区分の変更は困難であると結論付けられた。

## ② 普通第二種免許が担保する運転技能等について

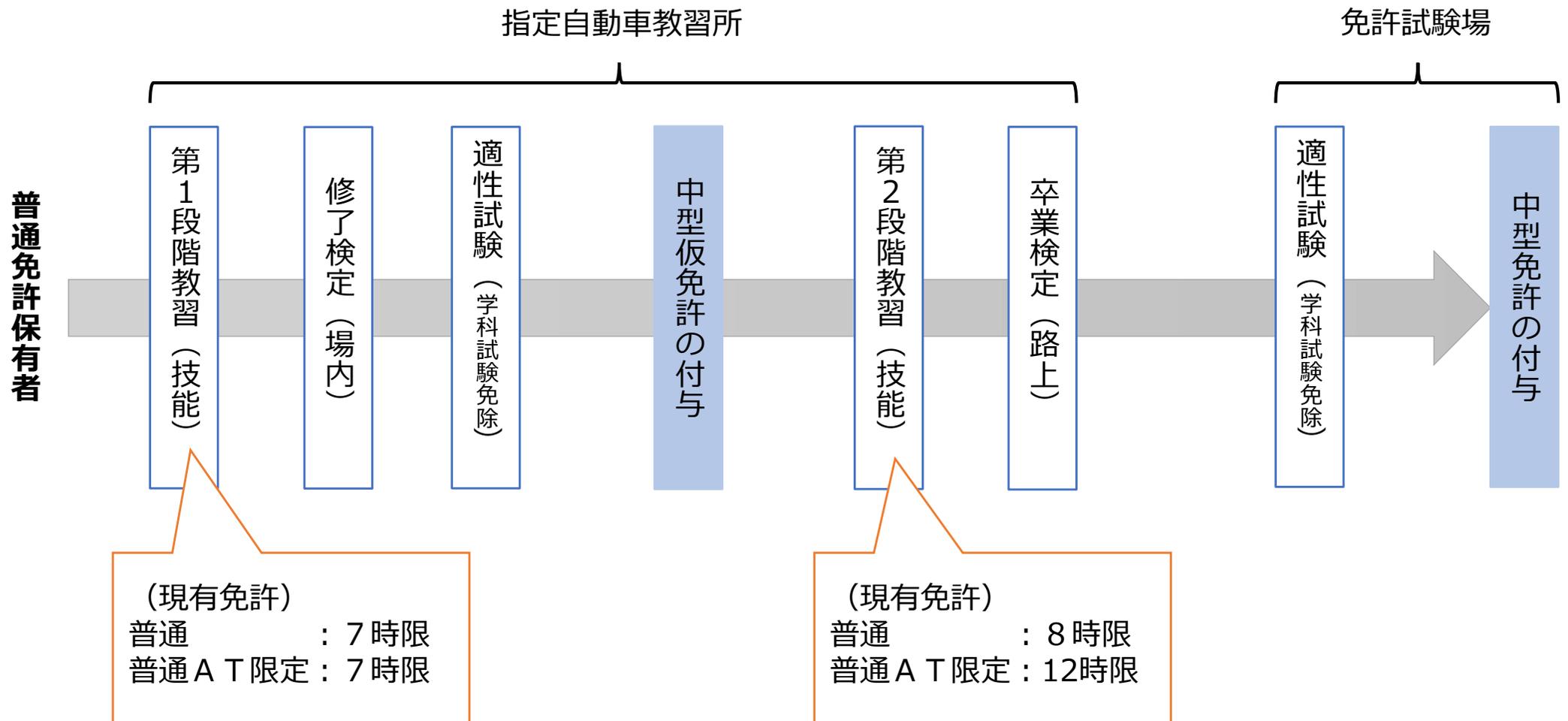
- 普通第二種免許は、飽くまでも普通免許で運転することができる普通自動車を旅客自動車運送事業の用に供するために必要な高度の運転技能等を担保するものであり、普通自動車よりも乗車定員の大きい自動車、すなわちその運転に中型免許以上が必要となる自動車の運転に係る高度の運転技能等を担保しているものではない。

## ③ 交通空白地有償運送において求められる運転技能について

- 交通空白地有償運送を目的として自動車を運転するか否かにかかわらず、多くの人を乗せて自動車を運転する際には、人命尊重の観点からより安全な運転が求められるため、より高度の運転技能が必要。

# 一般的な中型免許取得の流れ

現行の中型免許取得までの一般的な流れ（指定自動車教習所に通って取得する場合）（※）



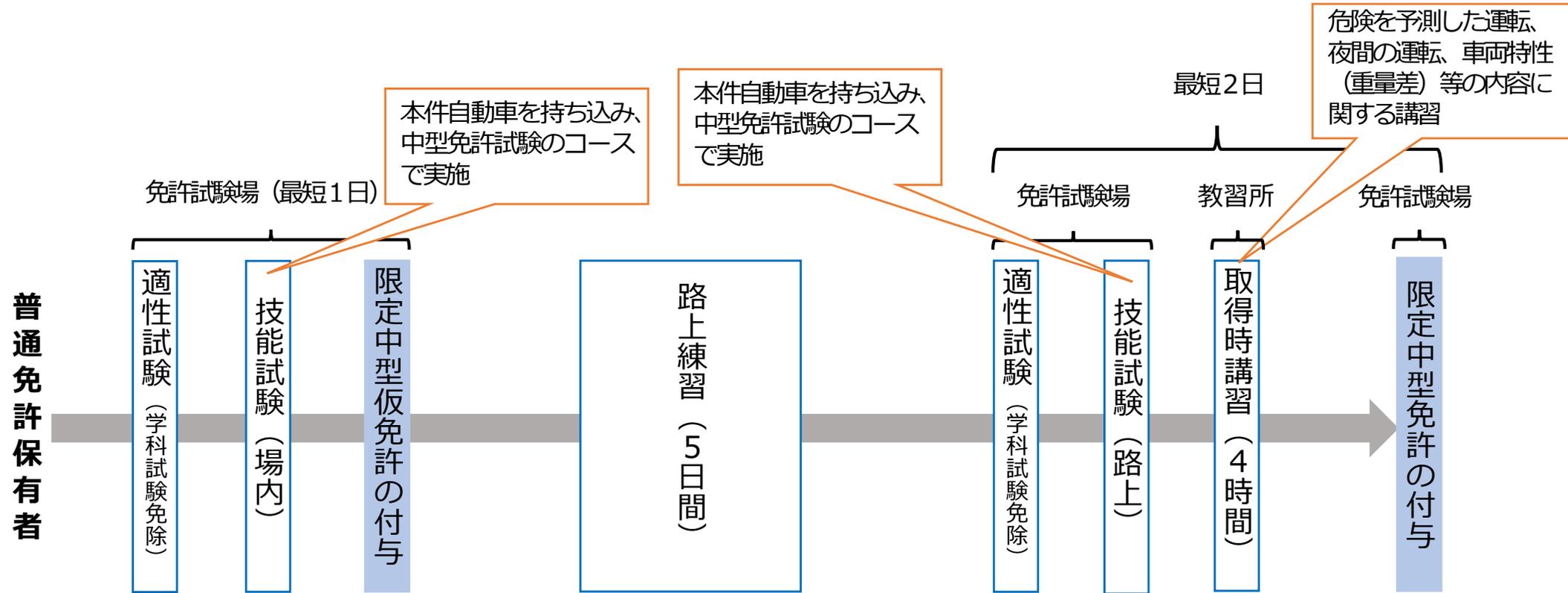
- 取得まで**最短でも1か月程度**必要となり、**費用は20万円超になる場合もある**。
- 一発試験による中型免許取得も現行でも可能だが、教習及び各検定で用いる車両は**中型貨物自動車**

※ 中型免許取得者の約98.8%が指定自動車教習所を卒業して中型免許を取得している（令和6年）。

# 今回の提案の自動車の運転に限定した中型免許取得案のイメージ（警察庁代替案）

## 概要

今回の提案の自動車（以下「本件自動車」という。）を使用した試験（持込み試験）を実施し、本件自動車の運転に必要な運転技能を確認した上で、運転技能を有していると認められる者に対し、本件自動車の運転に限定した中型免許を付与する。



指定自動車教習所に通って取得した場合よりも**早期に取得可能（最短1週間程度）**であり、**費用も試験手数料等のみ（数万円程度（※））**。また、中型自動車（貨物自動車）ではなく、**本件自動車を用いて技能試験を実施**する。

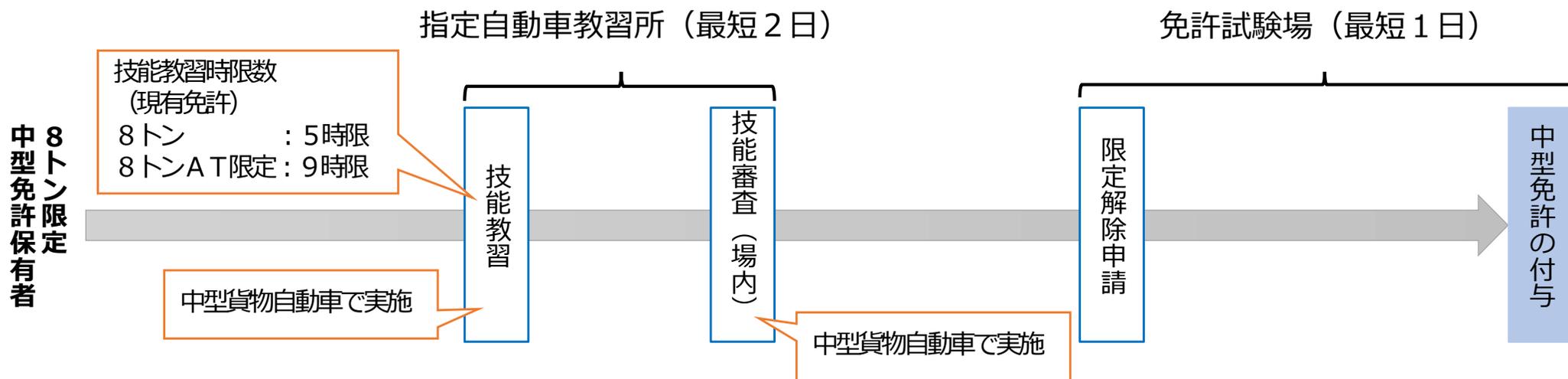
（※）普通第二種免許保有者が中型免許を取得する場合は1万円強

**道路交通の安全を確保しつつ、本件自動車の運転を可能とするための負担の軽減を図った代替案**

# 8トン限定中型免許保有者の限定解除による中型免許取得の流れ

- **8トン限定中型免許**：平成19年6月1日以前の普通免許に相当する免許で、平成16年改正道路交通法の施行により中型免許とされたもの（車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満・乗車定員10人以下の自動車運転可能）
- **限定解除審査**：免許に付されている限定を解除し、限定が付されていない免許に変更するための手続
- **8トン限定中型免許保有者は、限定解除審査を経ることで、限定が付されていない中型免許に変更することが可能（車両総重量11トン未満・最大積載量6.5トン未満・乗車定員29人以下の自動車運転可能に）**

## ① 指定自動車教習所に通う場合の限定解除の流れ（最短3日で可能）



## ② 直接免許試験場で審査を受ける場合の限定解除の流れ（最短即日可能）



- 現有免許が8トン限定中型免許の場合、最短1～3日程度で限定解除が可能
- 費用は①で8～12万円程度（札幌圏）、②で3,100円（北海道警察、審査手数料1,350円＋貸車料1,750円）